

〈研究ノート〉

# 「無防備」・「非暴力」平和主義の普遍化可能性 — 一国民主権国家における、個人の人類的倫理からの 再構築のころみ —

## 瀧 章 次

### 【要旨】

自己保存を目的とした力の行使を倫理的に正当化することはなし得ないとすれば、「自己保存」そのものの再批判と共に、力の行使から人類が解放される可能性も探る必要がある。20世紀後半からの人類的共通価値の探求・実践状況を顧みるならば、その可能性は、人間に備わる、個人としての尊厳と、そこから導出される人間の諸権利とが普遍化される理想に望見することができる。この理想への実践的な経路としては、正当防衛を前提とする内外の潜在的敵に対する力の行使を前提とする諸制度において、力の行使を最小限化することに留まるのではなく、先行の諸実践が示す所、個人倫理として力の行使そのものを廃棄する、無防備、非暴力に立つ倫理はなお有効である。この個人倫理の実践的追求にとって、現実の政治過程における国家主義と対峙して、下からの連帯を、国境を越えて世界的に広めることが要される。その過程では、歴史的に強固な集団的敵意から解放されるために、集合意識動員・操作過程の実態を意識化することが図られなければならない。より根本的には、人間性そのものに潜在する相互の類比的認証にさえ働く、力の行使の契機をも意識化して、それを揚棄して行かなければならない。

キーワード：無防備、非暴力、平和主義、力の行使、日本国憲法

### 1. はじめに— 一本論考の課題

2025年現在、この世界は平和と言えるのか。依然として、〈国家〉という制度が人の命を奪うことは正当化されている（大沼，2018: 291; 井上，2019: 196; 311）。世界全体の軍事費は毎年連続的に増加しているばかりでなく、度合いも急激であるとする報告がある（Tian, 2024）。従って、潜在的〈武力行使〉態勢は解消される状況にない。

殺人件数発生率は数百年単位で見れば、国別統計の示す所、世界では、劇的に低下している（OWD (2025)）。また現在の発生率でも、1年あたり10万人に対して「殺人」による死亡率は、2024年次、北欧、西欧で1人、東アジアで、0.4、日本に至っては0.2であるものの、しかし、中南米の国で40を超える所もあり（OWD (2024a)）、アメリカでも経年で減ってきてい

るとはいうものの、他の立憲民主主義国に比較して5.7と著しく高く、減少傾向にない (OWD (2024b))。世界は相互に関連していると見るならば局所的なひずみは世界自身の歪みでもあろうし、「殺人」件数に数えられていない構造的暴力は測り知れない。

個人の尊厳に立つ〈人間の諸権利〉を保障する民主主義は、実質的に享受し得るひとの人口が世界で急激に減りつづけて、もはや、少数派に陥っている (V-Dem, 2025)。

このような現代世界にあって、人類は、国際、国内の社会状況において、力による行使から解放されることはなお可能なのか。力の行使の誘因とも結果ともなり連鎖をもたらす敵意と憎しみとから、解放されることもなお可能なのか。

力の行使は、それ自身を弄ぶ欲動を否定し得ないにしても、根深い起因の一つは、個人であれ、集団であれ、何らかの意味で、自己保存 (self-preservation) にあろう (Hobbes, 1651: chap. 14)。しかし、「自己保存」のための「力の行使」という理路は正当化できるのか。

集団的自己保存のための力の行使、例えば、歴史上の国家間戦争、といっても、力の行使が集団的になされるならば、結果として、配分的に「自己」が保たれる保証はない。配分的に、すなわち、一兵士として動員されて、力の行使の現場に立たされる身となれば、仮に、集団が自己を保つ目的は果たされるとしても、同類たる人間を力で〈モノ〉に化して〈モノ〉として扱う行為を意志選択する実体験は、人間における〈個に固有の尊厳〉という規範から、類的普遍性を奪うことになる。抛って、そのこと自身において、また経験的には、爾後において、自他に対する倫理性を保てないことになる。この点において、集団的自己保存のために力を行することで、配分的には「自己」を「保つ」とは言えないものである。

他方、「自己保存」は、日常的には、個人的な生存欲求に由来することとして、生物的な自己保存欲求としての飢えや渇きを満たすことに帰するとしても、その生物学的〈自己保存〉欲求を充足することも、「自己」を「保存」と言ってもよいことか。自己の目的のために、人間含めてすべてを、自己の目的の手段と化することが普遍化できないことは、自他の立場を入れ替えて考えれば、直ちにわかる。自己保存的な欲求を充足する過程においても、実際、誰もが力の行使によって、他者をモノと化し手段として用いることに短絡するわけではない。欲求充足の過程そのものが、社会的な過程として、他者との協働・競合で成り立つ、〈獲得〉、〈所有〉、〈消費〉の過程にあるのであり、商業社会にあっては、さらには、それらの要素の条件をなす〈生産〉、〈労働〉とも繫続するのであり、「自己保存」とは社会的協働連関の一局面に過ぎない。そうであれば、ここでも、「自己保存」を普遍化することは、すべての「他己」の「保存」をも、類的普遍性として倫理的に要することを否定できない。

「自己保存」(self-preservation)における「自己」と「保存」との真意を問う倫理的課題は、新約聖書中のイエス・キリストの弟子たちに示す倫理的課題とも通底する意味では、改めて、個人の意志にまで遡及することである。τὴν ψυχὴν σώζειν (マルコによる福音書 8:35、ルカによる福音書 9:24) という句に示される倫理的課題は、「いのちの保全」と「魂の救済」(ペトロの手紙第一 1:9) との二義性において、改めて、利己主義的単純化を拒むものである (申

命記30:20; 32:47; コリントの信徒への手紙第一 2:14; 15:44, 46: ‘ψυχικός’ をも見よ)。

以上より、力の行使は、〈自己保存〉という目的によって倫理的に正当化されることはない。むしろ、「自己」なり「保存」なりの真意においては、人間には、力の行使からの解除が問われている。では、どのようにすれば、力の行使を解除することが、人間にはできるのだろうか。

力の行使が対他的に人間個人に及ぶものである限り、端的にそれを全面的に否定する原理は、人間個人の価値は否定されてはならないとすることであろう。実際、人間には、個人に固有なものとして尊厳があると考えること（以下「個人尊厳原理」）は、社会的な属性に先だつて神に付与されたものと考えるキリスト教の考え方や、倫理的主体性としての人間のありかたを普遍的なものにとらえるカントの考え方に影響を受けて、20世紀、第2次世界大戦前後から、共通の理念として提起されて来ている（VDPA (1993); 大沼, 1998: 170-171; 216-218)。これが端的に全世界で受け容れられている共通の価値と言うことには、なお多くの問題を抱えている（大沼, 1998: 10-12; 141-147; 井上, 2012: 37-38)。それでも、歴史的に形成されてきている特殊な社会的属性を超えた普遍性において人間を理解し、人間相互に社会を形成して行くに当って、この普遍的人間性を基盤にして、領域的支配を超えた全人類の共同体の可能性を構想した点において、人間間でなされる力の行使を解除して行くための、人類的普遍性を基盤とする個人倫理の可能性を示している。

法の文化相対性（Moore, 2001）や、〈人間の諸権利〉の西欧中心的偏向（大沼, 2018: 199-220）という本質的問題の指摘から考えれば、個人尊厳原理も直ちに人類共通の理念とはなし得ないにしても、この原理の上に立って〈人間の諸権利〉を社会的諸制度に具現して行く立憲民主主義の諸制度にあつて、力の行使による害悪が明らかにされ、それを最小限にすることが国際的に、国内的に進められて来ていることも事実である（大沼, 1998: 52-56; 井上, 2012: 115; 大沼, 2018: 290-303; 井上, 2019: 315)。またこの価値規範そのものも、単に国家との関係のみならず、私人間関係を含む人間相互のすべての関係において拡大化されて来ている（大沼, 1998: 198-199)。

そうであるとすれば、理念的には、個人尊厳原理の普遍化が完全に達成される時点においては、力の行使は解消される方向にあると言い得よう。確かに、冒頭に言及した世界の現状があるにせよ、集団的意志決定を正統化する根拠を現代世界が構成員個々の意志におく限り（大沼, 2018: 291)、個人尊厳原理をすべての個々人が受け入れることは、この理念への現実的経路の一端を形成し得よう。

このような展望に立つとき、現在の個人尊厳原理に立つ諸制度がなお内包している〈力の行使〉という限界を確認して、その問題を確認すると同時に、それを解消して行くために、個々人はいかなる倫理的原理に立つべきか、これに応えることは、現実的経路を踏み固めるための一助となる。

以上の課題に立って、以下、本稿では、個人尊厳原理に基づく国際機関、諸国の関連諸制度の、特に諸国の諸憲法に規定される諸制度の、国際的、国内的平和構築におけるそれぞれの可

能性と限界を確認する。この前梯作業の上で、現代諸制度に見る限界をいかにして乗り越えて行くことが可能か、制度の構成主体である個人の倫理に立ち返って、再構築の見通しを検討する。この検討に当たっては、力の行使の有する「害悪」を無化する理念的展望に立って、〈無防備〉、〈非暴力〉による平和構築について、先行実践例を顧みつつその可能性を問う。最後に、この個人倫理にとっての現実的諸課題を検討する。

## 2. 個人尊厳原理は〈力の行使〉を解除できるか

### 2.1 国際連合、〈人間の諸権利〉文書の示す個人尊厳原理とそれによる〈力の行使〉解除

個人尊厳原理に関する国際法の法文は、英語では‘dignity’によって構成されている（UNC (1945) Preamble; UNESCO (1945: Preamble); UDHR (1948: Preamble; Article 1; 22; 23.3); ICCPR (1966: Preamble; Article 10); ICESCR (1976: Preamble; Article 13.1); VDPA (1993: Preamble))。〈尊厳 (dignity)〉は、「人間 (human)」であり、「法的・倫理的主体 (person)」であるすべての存在者に固有に (inherent) 帰属する性質と理解できる。また、〈尊厳 (dignity)〉は、〈人間の諸権利〉を論理的に導出する概念であり、また平和の存立条件のひとつと理解することもできるが、しかし、諸文書間で整合的にかつ統一的に表現されているわけではない。また当の導出過程が明示されているわけでもない (Waldron, 2015: 118)。

歴史的には、「尊厳」(ἀξίωμα; ‘dignitas’; ‘dignity’; ‘Würde’) をめぐる言説は、西欧思想史上、古代にまで遡ることができるにしても (Lutz-Bachmann, 2018: 42)、「人間の諸権利」の言説に先行し、〈尊厳〉が理論的にも〈人間の諸権利〉を基礎づけることを明示的に論じている議論を西欧の神学、哲学、政治理論のうちに確認することは困難である (Waldron, 2015: 125-132)。

〈人間の諸権利〉の西欧的理解が教会法の所有権論争から生起してくることを示す (ius naturale) 系譜の言説のうちにも、個人尊厳原理から〈人間の諸権利〉を演繹する説明を確認できない (e.g. Decretum; Gerson (1706))。

実際に、〈尊厳〉という概念の曖昧さとともに、〈人間の諸権利〉を〈人間の尊厳〉から導出する理論そのものにも疑義は提出され続けてきている (Gilbert, 2018: 1-3; Mahmoudi, 2020: 1-14)。

それにもかかわらず、自然権思想の論理構成における、〈人間の諸権利〉導出のための〈生得状態〉—生物的様相記述を装う社会的規範記述 (*Institutiones Justiniani*, lib. 1, tit. 2, 2: ‘iure … naturali ab initio omnes homines liberi nascebantur’)—の理論的位置を想起すれば、生物的様相を排した本性的規範語の導入と考えれば、語「尊厳」の導入は、論理構成的に諒とし得る。

そればかりか、概念内容としても、特殊な歴史的、文化的、社会的属性を帯びる次元に先立つ様相において人間性をとらえるストア派の概念構成に依拠して、倫理的主体性として存立する次元における人間性を「尊厳」として捉えなおしたカントの理路は (Kant, 1786: 72; id., 1797a: 1.2.3 § 11; Nussbaum, 1997; Lutz-Bachmann, 2018: 42)、形式概念に留まらないだけの有意性を与えている。

それと同時に、この理路は、現実的な諸特殊性をも無差別化するに当たって、具体的な政治過程において価値の共有を図る上でも、したがって、特殊歴史的・文化的・社会的存立態としての国家を理念化する立場と対峙しつつ、個人倫理を構成する上でも、有効である。

個人尊厳原理がこの世界で普遍化されると、論理的に、〈人間の諸権利〉も普遍化されるのか、その結果、個人尊厳原理を侵害する〈力の行使〉も地上から消えるのか、国連文書の法文が、普遍化論理過程のどの位置に立っているかは、必ずしも明らかではない。

確かに、武力行使は原則的に禁じられてはいるものの (UNC (1945: 2.4))、個別的、集団的自衛権は国家の固有の権利として一現在、集団的自衛権が「固有」なものではないことは明らかにされているけれども (石本, 1971: 397; 大沼, 2018: 351-352)一、否定はされていないし、その限界内での武力行使も規定されている (UNC (1945: 42; 51))。そこでは、武力保有の禁止を普遍化することには触れられていない。

## 2.2 〈尊厳〉と〈人間の諸権利〉との関係性—諸法典における事例

通常の言語辞書の項目として英語 ‘dignity’ の項も (Webster, 1864: s.v. ‘dignity’)、日本語「尊厳」の項も (『日本国語大辞典』「尊厳」の項)、高価値を含意する以上に、〈人間の諸権利〉の原理を構成する論を示唆することはない。

日本では憲法制定に関わった人たちにおいては、GHQ原案 (1946年2月4日) に基づき、英語 ‘dignity’ の訳語として「尊厳」を用いていると考えられる。国会内外の説明において、「個人の尊厳」は、集団ではなく個人に価値があるという意味で用いられ、時に「個人の価値」とも言い換えられるほか、他の何にも代替不可能な最高の価値として用いられている (金森, 1946.9.18; 高橋, 1947.3.19; 辻田・田中, 1947: 53; 55)。これらには出典の明記はないものの、カントの ‘Würde’ 規定 (Kant, 1786: 72; id., 1797: 1.2.3 § 11) を踏襲している。

また、政府の国民への説明としては、「人間の尊厳」は、「人間の諸権利」同様に、「生まれながらに有する」と説明するように、生物的属性ならぬ社会的規範としての人間性を表わすものとされていた (憲法普及会編, 1947: 11-12; 14-15; 文部省, 1947: 26-27)。

その後の諸説明にあっても、〈人間の諸権利〉同様に、社会的規範としての人間性の準位に「個人の尊厳」を帰する説明はあるにしても (宮沢, 1967: 68-69; 72-73; 伊藤, 1979: 114; 119)、明確に、〈人間の諸権利〉の根拠に位置づける説明は多くない (樋口, 2004: 54-56; 145; 芦部著・高橋補訂, 2011: 80-82)。

西欧の歴史的な法典でも、人間の諸権利の社会的存立根拠を、英語 ‘dignity’ ならびにその相当語で表現してきているわけではない (MC (1215: 63); VDR (1776: 1); DDHC (1789); GKN (1815); WV (1919: 109-118); CRC (1946))。根拠を神にまで遡り得る場合 (MC (1215: 63); cf. GG (1949: Präambel); VLB-W (1953: Vorspruch; 1)) や神の創造時に規定される人間性の場合も (DI (1776)) あるけれども、むしろ、いわゆる「自然権」思想として、社会的規範性としての人間性が、人間の諸権利の存立根拠として含意されていると解釈できる (VDR (1776: 1);

DDHC (1789: Pr ambule; Article 1; 2); CRC (1946: 15); KRF (1993: 21))。

多くの国の20世紀制定の憲法ではすくなくならず「人間の尊厳」への言及があり (WV (1919: 151: ‘[die] Gew ahrleistung eines menschenw urigen Dasein’); CJ (1946: 24); VLB-W (1953: Vorspruch); KRF (1993: 21); CRSA (1996: 1 a; 7.1; 10))、前-国家的価値規範として、人間の諸権利と、準位において相関するもの (Sg (1974: 1.2); CPRC (1982: 33.2; 38); CRSA (1996: 7.1; 10))、あるいは、人間の諸権利を根拠づけるもの (GG (1949: 1); BsE (1999: 7)) と位置づけられている。

このような趨勢は専門事典にも反映されている。法律事典では国連文書の報告記述に留まるものの (Grant and Barker (eds.), 2009)、哲学事典では ‘dignity’ をカント哲学における、実践理性における自己意識、あるいは、目的としての〈自律的意志の主体〉の性質として説明し、権利存立の根本条件となすものもある (Blackburn (ed.), 2016)。

しかしながら、国家存立の準位で憲法を制定する段階にあっては、国家にとっての対他的な、侵略国家並びに国内侵害者の事実的存在を前提として、〈力の行使〉の規定と〈力の保有〉を規定することが多い。この意味で、個人に内在する ‘dignity’ が〈人間の諸権利〉を基礎づけるという考えが潜在し、かつ、〈人間の諸権利〉の保障のために民主主義的諸制度が規定されるにしても、国家存立準位においては、事実的侵害者に対する〈人間の権利〉保障の内実は「力」によるものであることが含意されている。

また、侵害者の存在性格を自律自存と先取する点で、その〈力の行使〉が個人尊厳原理の普遍性そのものと矛盾する可能性をどのようにして、どこまで予防的に排除するか、この問題を胚胎している。

### 3. 国家による〈力の行使〉を最小限化する構想

#### 3.1 国家間における、国家による〈力の行使〉の最小限化

##### 3.1.1 国民主権国家の歴史的憲法制定時の「敵対」を前提とする「自衛権」とその発動に関する諸規制

国民主権国家における憲法制定にあっては、〈人間の諸権利〉を特殊な歴史的國家存立に先行する価値規範とする。したがって、特殊歴史的諸國家間にあっても、論理的には、普遍化すべき価値規範であることを内包している。

この内包のさらなる含意は、歴史的諸國家にあっても〈人間の諸権利〉が普遍化されている次元にあっては、国家による、他国や個人に対する、〈人間の諸権利〉に対する侵害は、意図的なものとしては、仮定し得ない、ということになる。

確かに、意図に反して、個別の〈人間の権利〉に対する侵害が生起することは否定し得ない。またその際、国家や個人という主体における〈人間の諸権利〉を、他者の〈人間の諸権利〉を侵害しない範囲に制限するために調整する、國家間、国内の立法は必要であろう。

しかし意図的な侵害を想定しない限りは、意図的な侵害を前提とする〈力の行使〉並びにその準備並びに行使の諸制約を、〈人間の諸権利〉と同時に規定することは、前-国家的価値規範としての〈人間の諸権利〉を普遍化する理論的内包と、無矛盾とは言えまい。

現実には、〈人間の諸権利〉が普遍化されていない段階を前提とするからこそ、第2次世界大戦後、侵略戦争は犯罪とされ、その関与者について、戦争遂行の罪や戦争法上の罪に留まらず、「人道」の罪が明確にされた上で、処罰が行われている（LA (1945: Charter, 6); CIMTFE (1946: 5)）。

さらに〈力の行使〉の最小限化といっても、〈力の行使〉が、歴史的・技術的に、「自己保存」の否定を胚胎する場合には、局所化できないわけであるから語義矛盾である。20世紀後半以降、〈力の行使〉とは、既に潜在的には核使用を前提としており、核使用の恐怖によるものとして「最小限」にはなり得ない（丸山、1996: 285-286）。

「力の行使」が内包する矛盾は他にもある。良心的兵役免除条項にも、兵役の潜在的倫理性が含意されている（GKN (1815: 99); GG (1949: 4.3); KRF (1993: 59)）。「力の行使」遂行結果後の「人間尊厳原理」抵触の倫理性崩壊を塞ぎえない。また、その崩壊状態は社会構成員間に波及し、平時「人間尊厳原理」相対化という危機を社会は抱懐する状況に変移する。

侵略戦争を明確に否定する場合（CRF (1848: Préambule V); CRF4 (1946: Préambule, 14); CRK (1987: 5.1)）、また、国際協調のため主権を制限する場合（WV (1919: 4); CRF4 (1946: Préambule, 15); CRC (1946: 141); BsE (1999: 52.2)）、自衛権を前提としつつ制度としての陸軍を撤廃する場合（CCR (1949: 12)）はあるものの、概して、内外の意図的な侵害者に対する、自衛のための、力の行使（CUS (1788: 1.8; 1.10-15; 2.2; Préambule VII); GKN (1815: 96-97); WV (1919: 45; 47; 48; 79); CRC (1946: 36; 38; 58.2; 137-140); GG (1949: 115a-i); Sv (1974: 15.1-16); CPRC (1983: 62.6; 62.14; 67.18); CRK (1987: 5.2; 60; 74; 76-77); KRF (1993: 87-88; 114.5); CRSA (1996: 201-203)）ならびに行使を前提とする力の保有・準備（BR (1689: the subjects' rights, 7); VDR (1776: 13); CUS (1788: Preamble); CUS.A (1791: 2); DDHC (1789: 12-13); WV (1919: 6.4; 133); GG (1949: 12a; 87a); CPRC (1982: 54-55); CRK (1987: 39); KRF (1993: 59); CRSA (1996: 200); BsE (1999: 57-61)）を、抵抗権含め（DI (1776: Paragraph 2); GG (1949: 20.4)）、諸法典は含んでいるのが実状である。

〈人間の諸権利〉を規範とする国家間の条約、国際機関にあっても、戦争を牽制し（CLN (1920: 12-13; 15-16)）、武力による威嚇、武力の行使を原則禁ずるに至っている（UNC (1945: 2.4)）けれども、また、自衛権の発動も国際的に制約されているけれども、自衛権とその発動は否定はされていない（UNC (1945: 51)）。

### 3.1.2 国際人道法における〈力の行使〉の「最小限化」

キリスト者、アンリ・デュナンの赤十字創設活動と並行して、戦時陸戦における傷病者状態改善にかかわるジュネーブ条約（1864）（GC (1864)）に始まる、今日に至るまでの国際人道法

においては（GC (1906; 1929; I, II, III, IV: 1949; PA I, II: 1977; PA III: 2006)）、戦時傷病者救援を戦争の敵味方を超える *humanity* の次元として捉え、医療並びに宗教的救援活動を「中立」とする考えに始まる。すなわち敵意なく、武力なき状態にある傷病者の救援は、陸戦から海戦へと、さらには、戦争を害悪として戦争の害悪を最小限にする方向へと展開してきている。現在では、国際戦争、内戦を問わず、敵意なき、武力なき人間を、その社会的属性を問わず、人道的に待遇し、そうした人間に対するいかなる暴力も禁止されるに至っている。

その結果、国際人道法一過去の実態はその有効性を疑うに足る悲惨な状況（大沼，2018: 365-369）があるにしても一、の国際的な強化によって「無防備であることがむしろ安全であることがある」という評価もなされている（新倉，2025: 6-7）。

かかる状況にあって、国家を構成する市民自身、国家間の保障によらずに、〈敵意〉も〈武器〉も有さぬ個人として、〈力の行使〉を廃棄する意志が求められる。

### 3.2 国内における、国家による「力」の行使を最小限化する平和構想

〈人間の諸権利〉が前-国家的な根本規範となるとしても、国家にとって、刑事責任の遡及とそれに伴う懲罰とにおいて〈力の行使〉を廃棄することは最も困難な問題となっている—この「力」をも「暴力」というにしても。しかも、〈力の行使〉を国家に譲り渡した「国民」にとってはなおさらであろう（Berger, 2014: 425-426）。

しかし、刑罰執行が共同体全体の義務であることが実感されていた過去を想起して、改めて、懲罰を集团的意志の問題としてとらえなおしてみるとどうか。〈個人尊厳原理〉に立つ立憲民主主義において、個人倫理としては、〈個人尊厳原理〉に従うと同時に、侵害者に対する懲罰の執行という集团的意志の分担的責任者として、類的存在に対する〈力の行使〉においてなお〈個人尊厳原理〉の侵害から免れ得るだろうか（Berger, 2014: 427-428; 井上，2018: 329-333; 335）。

国際連合における〈人間の諸権利〉の普遍化の出発点にあっても、国際連合（＝「連合国」）そのものにとっての「敵国」の戦争犯罪者の処罰と共に進み（UNC (1945: 53; 107); LA (1945: Charter 6; 27); CIMTFE (1946: 27))、ニュールンベルク裁判で、12名に絞首刑、極東国際軍事裁判で7名に絞首刑が宣告されている（石本，1971: 405）。

諸国家の憲法において、侵害に対抗して行われる、個人による〈力の行使〉は、国家による力の行使を最小限にする憲法規範同様に、正当防衛に限られ、その要件は定められている（CG (1793: 13: ‘le droit de repousser la force par la force’); Dm (1793: 11: ‘celui contre lequel on voudrait l’exécuter par la violence a le droit de le repousser par la force.’); BsE (1999: 36))。

それと同時に、侵害に対して行われる、国家による〈力の行使〉も、懲罰としては、比例的相当の意味で、最小限になるようにさまざまな制約が設けられている。

侵害者において、〈人間の諸権利〉は制約されても、その原理としての〈個人尊厳原理〉を侵害することは禁じられている（DDHC (1789: 6-9); GKN (1815: 15-18; 114); WV (1919: 114-115);

CRC (1946: 8); SF (1947: 27); CRF (1948: 5; 6); GG (1949: 102; 104); Sg (1974: 2.4-11); KRF (1993: 20.1.2.; 21.2.1: ‘Никто не должен подвергаться пыткам, насилию, другому жестокому или унижающему человеческое достоинство обращению или наказанию.’); CRSA (1996: 34; 35); BsE (1999: 10.1: ‘Tout être humain a droit à la vie. La peine de mort est interdite.’; 10.2-3); cf. Beccaria (1764: cap. 2: ‘Origine delle pene, Diritto di punire’); Berger (2014: 441-442)). この点を体系的に無矛盾とするには問題がある（懲罰者（死刑執行者）に生起する倫理的損傷については、井上, 2019: 335）。

刑事司法は、確かに、自己統治領域内における国家自身による自己防衛として機能してきているけれども、他方、国家による、すなわち、集団的意志による、懲罰における〈力の行使〉を、根本から変更を迫る試みは20世紀後半からなされてきている。これは、国家意志の配分的な準位において、国家を構成する市民の個人倫理から再構成をする試みである。

確かに、過去においては、刑法犯は、国事犯として、犯人が特定され、その違法行為が刑法に従い確定され、その上で、比例原則（proportionality; *lex talionis*）に従って、侵犯者にとっての苦痛として量刑が課される一方、この一連の手続きを正当化することが既定的であった（e.g. Kant (1797b: § 49, E)）。しかし、現在は、立憲民主主義下の刑法の意義として、応報的正義（retributive justice）に対して、補完または代替するものとして、修復的正義（restorative justice）が唱えられている。そこでは、被害者、加害者、関係者からさらには広く共同体における修復こそ、懲罰正当化の論拠とされるべきものとされ、加害者の苦痛は、共同体に再統合される機能を有する恥（Braithwaite, 1989: 98-107）や、自らの責任の自覚（Zehr, 1990; Marshall, 2001: 131-140）に求めて行くことが実践的に試みられている。

現在、各国法体系上の合法的な「自衛」についても、急迫不正、不可避、均等等の諸条件の限界は、当該社会が「侵害者」を生み出す〈人間の諸権利〉保障状況に相関する可能性は否定できない（Nourse, 2014: 615-616; 619）。従って、恣意的な私的制裁は、近代立憲民主主義国家にあっては、抑制されるにしても（Nourse, 2014: 620-621）、ここで要請されることは、公的制裁に先立つ、前-国家的な個人倫理である。すなわち、自らが、自らの侵害意志と向き合い、侵害が「自衛」の動機なる「自己保存」を、自分自身にとって、結果として達成し得ないと自らに認識せしめ、拗って、侵害意志を斥けるに至る「自己」理解、言い換えれば、自己の内なる裁定者が求められるところである。

## 4. 人類は、国家に先立つ個人の準位に立つ倫理によって、〈力の行使〉から解放され得るか

### 4.1 キリスト教、メノナイト派における‘defenseless’な生

メノナイト派は再洗礼派の一派として、その教派としての信仰告白の内容を〈証し〉する人びとの伝記を、16世紀後半に、イエス・キリストから始めて収集し編集している（Braght;

Sohm (tr.) (1886))。また、その〈無防備〉・〈非暴力〉は信仰として告白されてもいる（例えば、1527年シュライトハイム信仰告白、1632年ドルトレヒト信仰箇条第14条）。

自らを‘weerelos’あるいは‘defenseless’と規定するその生は、「イエス・キリストによる魂の救い」を体現する生であり、自己保存的原理に基づく生に対して対抗する生き方として、個人の内閉的な救済を越えて、人間社会の社会形成において、イエス・キリストに倣う実践によって「自己を保つ」・「魂を救う」実践（マルコによる福音書、8:35 αὐτοῦ ἕνεκεν ἐμοῦ καὶ τοῦ εὐαγγελίου σώσει αὐτήν、ルカによる福音書、9:24 ἕνεκεν ἐμοῦ οὗτος σώσει αὐτήν）を体現することが示される。

『証しびとの鏡』（Braght; Sohm (tr.) (1886)）において描かれる人々は、人々の心に触れ、人々をまどろみから覚まさせる存在であり（360）、その生は、他者を迫害することなく、無垢で、柔和で、無防備な存在であり（360）、魂の「救い」にかかわりながらも、自己保存と力への渴仰に陥るこの世の生を虚偽の「救い」として、みずからの生をキリストの生として証しする。キリストの教えは、平和、愛、謙譲、柔和以外にないとし、キリストの生き方とその教えに従い、単純で廉直な生にあって、仇をなす事を斥け、すべての人を赦すことに生きること、すなわち、みずからを憎むものを愛し、敵に善をなすことを示す（360）。

近代国家の成立して行く時期に始まる、国家の対外的、対内的な自己防衛に対する〈力の行使〉に対抗して、国家に先立つ一人の人間として、〈敵意〉なき、〈武器〉なき自らの生き方を、イエス・キリストを証しする生き方として、ひろく同胞市民に示していることは（Ceadel, 2014: 577-578）、人類の過去と未来に開かれた〈個人尊厳原理〉に立つ生き方といえよう。

## 4.2 国家主義体制下、個人的発意による〈無防備〉・〈非暴力〉平和主義

日本の近代化において現れる平和主義も内発的な性格と同時に、世界的なナポレオン戦争後の平和主義運動と共振するものと考えられる（Cooper, 1991; Ceadel, 2014）。

### 4.2.1 侵害者の侵害を受け入れる恵み—内村鑑三の非暴力・無抵抗主義

明治期日本において、外征的戦争を国家的に遂行する日本にあって、内村鑑三は、鈴木範久によれば、日清戦争での「義戦」の立場にあって、すでに疑念を抱きつつ、1901、2年頃、クエーカー派の影響により「戦争絶対的廃止論」に至ったと推定される（鈴木、1981: 7-8）。なお、1900年には、聖書の示す理想国家は神のみに頼る立場として武力に頼らぬ絶対的平和主義の立場とする考えが示されている（1900: 193）。

1903年10月、内村は、持論「非戦論」を主たる理由に、万朝報社を退社する（鈴木、1981: 7; 9）。そこに至る経緯は、同年6月には『万朝報』に「戦争廃止論」を公にし（1903a）、戦争が「人を殺す」ことを理由に「戦争絶対的廃止論者」であることを宣明する（1903a: 296）。その根拠として、戦争の利益を「強盗の利益」と規定し、戦争が〈人間の諸権利〉を侵害するものであることも示唆する（1903a: 297）一方、9月には同紙にキリスト教の教えとして愛敵

思想も理由に加える（1903b: 419）。さらに、平和主義とは公共的に平和構築に関与するものであり（1903b: 421）、世界の戦争廃止主義という自然権思想以来の歴史の趨勢に関与することも強調する（1903b: 423）。

翌1904年には、キリストの教えは「無抵抗主義」とも、内村は言う（1904a: 123）。その内実として、侵害者があるとしても侵害者に侵害の力を以て抗するのではなく、その要求を受け入れること、これを「恩恵」とする（1904a: 123）。これは、まさに力に力で対抗することの理を否定するものである。

内村は、戦時であつての非戦主義者の生き方を示すだけでなく（1904b, c）、戦後には、改めて戦争が破滅の道であることを明らかにする（1908）。

国家による〈力の行使〉に集団的に動員される国家主義的体制の内にありながら、同胞市民に対して、〈個人尊厳原理〉を証しする内村の実践は、個人倫理として次の時代の灯となることを示している。

#### 4.2.2 非戦の普遍化を唱えるジャーナリズム—大日本帝国憲法下、日露戦争における『平民新聞』平和主義

内村鑑三と一時は行動を同じくしながらも、独自に、幸徳秋水らの『平民新聞』は、国家の戦争遂行下（日露戦争（1904-1905））、検閲に抗し、道徳的罪悪、政治的害毒として戦争を非認し、軍備廃絶を訴える（HS, a）。

また、彼らは、「社会主義者」として、国境を越えた連帯により、平和の基に万人の自由、平等を実現し（HS, e）、武力を排して言論と道理によって、愛国主義、軍国主義と闘う平和主義者であることを宣明にする（HS, b; c）。戦時であつてなお、戦争を害悪とし、非戦の普遍化を唱える（HS, d）。

国家主義的体制と対峙し、正義を世界の平和主義者に訴える実践は、個人倫理の国境を越えて連帯を生み出す可能性を示している。

#### 4.2.3 先駆的軍備廃止論—田中正造（1908）「素裸になれ」

同じく同時代にあつて、田中正造は、人間の社会的生存の権利を国家に求める働きにおいて、日露戦争開戦に当たって「素裸になれ」と公的な演説の場で、軍備撤廃を唱える。そこで、戦後、世界に率先して、勝者の権利で責任として改めて軍備全廃を国際的に唱導することを「神の道」と言う（田中, 1908; 坂野, 1979: 667）。

ここにも、戦意高揚の同調圧力に抗する個人倫理が実践されている。

### 4.3 日本国憲法前文の示す個人倫理

日本国憲法は前文において、過去の戦争遂行主体たる「政府」に対比して、国民主権の内実としての個人に焦点を当て、「政府」との対峙において、個人によって構築される平和主義の

方向を示している（丸山、1965: 263-264）。

確かに、前文はGHQ案（1946年2月12日）の翻訳である。また起案者は、‘We, the Japanese people’をアメリカ憲法（1788）（CUS）前文冒頭を模倣したと考えられる。

前文中のことば、「日本国民」も「われら」も、日本政府内憲法案策定者の内発的な発語ではなく、英語の‘the Japanese people’と‘we’とにそれぞれ対応する訳語である。

「日本国民」という場合は、英語‘people’とは異なり、英語‘nation’の如く、集合名詞として配分的に読まずに集合的に読むことで済ますことも考えられよう。文脈上「われら」も、「日本国民」と同位として、集合的に読むままにすることもあろう。

しかしながら、改めて「われら」に立ち止まり、辞書に尋ねれば、「われ（我）の複数。われわれ。わたくしたち。自分たち。」（『日本国語大辞典』s.v.「われら」；cf. *ibid.* s.v.「われ」）とある。英語‘we’含む一人称人称代名詞の体系とは異なる（*OED*, s.v. ‘we’；‘I’）。〈われ〉への呼びかけを読み取ることができる。

かように、集合名辞「われら」を配分的に読めば、従って、「日本国民」も個人を起点として下方から構成的に読むとすれば、前文ならびに第9条というものは、「われは、…」と書かれてある言明の集合として立ち現れる。

これは、個人倫理として、引き受けることが可能か、確認することを前提とする文章として憲法前文を、延いては、憲法全体を読むことである。これは、いわば個人を起点に「国民主権」的に、読み直すことになる。

これは英文草案者にも、日本政府立案者にもその意図にはなかったことかもしれない。しかし、憲法に先立つ一個人の人類倫理として考え直すことは、制定後のその後の政府解釈、その他の解釈は措いても、理論的には十分可能な事ではないだろうか。

実際に、伝承の確かさは措いても、制定に当たって、マッカーサーも幣原喜重郎も、憲法案に、倫理的原理の問題を見ていた可能性がある（山室信一引用・芦田均伝（山室、2007: 280-281））。

日本国憲法、前文並びに第9条を、このように、「われ」に立つ倫理として読み直すならば、その意味するところは、この世界において、個人尊厳原理に立って、人間の諸権利が実現されて行くための、地球規模での全人類的な使命を、ひとりひとは負っているのであって、これらの根本規範の侵害者が立ち現れるとしても、力によって侵害を阻止したり、力を備え、力で威嚇したりするのではなく、無防備、非暴力によって、力の行使を否定するひとびとの連帯によって、侵害者の侵害の意志を無力化する生き方を選択して、実践して行くことになるのではないか。

また、この世界に力の保持、威嚇、行使に対して、その廃止を世界の平和愛好者とともに連携・協力して実現するよう努力する義務を有していることになるのではないか。

そして、憲法下の憲法制定主体、憲法改正主体として、改めて、この「われら」を、ひとりひとりが個人の自分自身の倫理として受けとめなおすことができるかどうか、常に問われ、今日、そして、将来において、その実践に関わることになるのではないか。

## 5. 個人倫理としての〈無防備〉・〈非暴力〉平和主義にとっての実践的諸課題

ここまで、〈個人尊厳原理〉に立って〈個人の諸権利〉の完全充実を目指す見地から、立憲民主主義において、その価値を普遍的とすることと矛盾する制度が内包されていることを確認した。またこの矛盾を乗り越えていくための可能性として、国家を形成する個人の下からの構成的な個人倫理の可能性について、前節で、歴史的先駆的諸形態を見た。これらは、現在も、そして、将来に向けて働いている。

しかし、本稿の冒頭で2025年の世界の諸現実を瞥見した通り、実践的にはなおさまざまな課題と向き合っていかなければならない。本節では、以下に考え得る諸課題に対する応答を試みる。

### 5.1 歴史的に特殊な政治状況といかに対峙していくべきか

前節でみた日本国憲法前文が示唆する個人倫理は、憲法制定当時の政治状況における日本国政府による解釈にも支えられるものであるが、他方、その後の80年近くにわたる日本の政治過程を見る限り、時の世界の情勢の中で、憲法の政府解釈は何度も、代表制民主主義の政策決定過程により、変更されてきている。

#### 5.1.1 日本国憲法制定時におけるマッカーサー3原則の影響

憲法制定に当たる国会審議に先立つ、政府憲法案の基になるマッカーサー3原則（1946年2月3日）は、第2次世界大戦中に始まるアメリカ主導連合国内における世界平和構想を反映するものである（e.g. UNCD（1943: 7.1; 9）; SR 192（1943）; MD（1943: 4）; TC（1943）; DOP（1944））。またアメリカ側起案者には日本が反故にしたパリ不戦条約を日本に記銘させる意図もあったとも判断される（Jones, 2024: 32-33）。

この原則において、日本の自衛の問題について、日本自身の安全が問題になる時でも戦争をその手段として用いることは否定されている（‘even for preserving its own security’）（Jones, 2024: 33）。

他方、自国防衛については、「日本の防衛並びに日本を外敵から守ること」（‘its defense and protection’）のために日本が頼れることは、「現在進行中の世界を掻き立てている」「理想」であって、その理想とは、自衛戦争を超える高い理想であると位置づけている（‘It relies upon the higher ideals which are now stirring the world for its defense and its protection.’）。

この文書の主張する理念は、力の行使ではなく、日本がその一部として存在するところの世界における理想の諸連携（‘ideals’）である。「自衛」は、「力の行使」ではなく、日本がかかわりをもっていく世界において理想の諸連携が生きて働いている状況に関与して行くことである（古関, 2017: 155; GHQ案（1946年2月12日））。

これは前節でみた、国家主義体制下の先駆的实践例とも呼応する。

### 5.1.2 憲法制定時のマッカーサー3原則に対する日本政府答弁の内発的性格

大日本帝国憲法を改正する第90回帝国議会における首相吉田茂答弁（吉田（1946.6.26））では、対国家間政策の問題として、政府改正憲法案第9条は自衛権の発動を否定するものであるとの解釈を示す。その後もこの立場は確認される（吉田（1946.7.11））。

この事に併せて、自衛権の発動に代わるものが具体的に何かも、吉田は答弁している（吉田（1946.6.26））。それは国家間道義としての平和主義国の集団的呼応として示される。一般化すれば、侵害者が登場した場合、これまでの諸国の憲法が想定する、自衛権の発動として、力には力で対抗することを選択するのではない。そうではなく、世界の平和愛好主義者との連帯による侵害への対抗であることを示している。しかも、この平和主義者たちによる対抗は力によるとは述べていない。同じ趣旨は、憲法担当国務大臣、金森徳次郎の答弁にも示される（金森（1946.7.11））。

このような国際的に国家に固有とされる「自衛権」をも否定するものと憲法案を解釈する当時の政府の立場を、貴族院で南原繁は「日本は永久に唯他國の好意と信義に委ねて生き延びむとする所の東洋的な諦め、諦念主義」、また奇しくも「無抵抗主義」とも示唆している（南原（1946.8.27））。

これに対して国務大臣、幣原喜重郎は答える。前提となる戦争そのものが人類絶滅をもたらす段階に立ち至っているとし、人類の新段階の平和主義として局所的合理性を超えた絶対的な合理性を要すると反論する（幣原（1946.8.27）；核戦争段階について、Churchill（1945）；幣原（1946.3.27）；Toynbee, 1948: 25; REM, 1955; 渡辺・小沼, 1963）。

### 5.1.3 政府解釈の変移と識者の諸見解

日本国憲法前文に個人倫理を読み取るとしても、憲法制定時以降、現代までの政治状況において、そのような個人倫理は政府も政府の変化に対応する識者の間でも明言されるところではない。

制定時の政府憲法解釈同様に、政治状況によって日本政府憲法解釈は変更を余儀なくされてきている。敗戦時の武装解除状況とは異なり、冷戦下、アメリカの日本再軍備下政策の下（MacArthur（1950.1.1））、日米安全保障条約（STUSJ（1951）；TMCJUS（1961））を締結し、政府答弁における自衛権発動を是認し自衛力を保有する解釈改憲がなされ（e.g. 吉田（1953.11.3）；木村（1953.11.3）；佐藤（第5次吉田内閣内閣法制局長官）（1954.4.6）；加藤（第2次池田勇人内閣防衛庁内閣官房長）（1961.4.24））、さらに冷戦終結後の状況下、集団的自衛権をも容認する解釈改憲がなされて行く（国家安全保障会議決定 閣議決定（2014年7月1日））。

これに応じて、制定時の、自衛権発動を違憲とする憲法理解（美濃部（1947: 19; 1948: 33-36）；【山浦】（1947: 92-93; 101-103: 「無防備」）；宮沢（1946: 204: 「無抵抗主義」）；横田（1946: 241; 246-248: 「全面的」、「絶対的」平和主義）；憲法普及会（1947: 9-11: 完全無防備）；文部省（1947: 34-35; 40-43））から、憲法学者の間でも、個別的自衛権の範囲では、自衛権発動を合憲

とする解釈が提起されて来ている（伊藤，2005: 169-170; 長谷部，2004: 82-83; 2006: 54; 71-72; 2016: 223-227; cf. 2015.6.4.; 樋口，2007: 134-136; 148-149; 芦部著・高橋補訂，2011: 54-56; 59-60; 木村，2016; 2018: 28; 39-40; contrast 杉原，2014: 117; 119; 井上，2016; 2019: 284-287; 集団的自衛権を可能とする論理については、安念，2007）。

以上は日本の政治状況下における、日本国憲法解釈の変遷の一端である。これによって、個別的自衛権の否定から、集団的自衛権の肯定まで、一国の政治状況において、基本法の最も基本的な原理に関わる問題が、硬性憲法であるにもかかわらず変移していることが示されている。その手法の道義的問題は措くとしても、国家主義的な時代における先述実践例を参照する時、改めて、憲法に先立つ社会構成的な参加者としての個人倫理の可能性をなお、国家主義的回帰と対峙して、実践的に問い直して行く必要がある。

## 5.2 特殊歴史的〈敵意〉の固着から解放されるには

社会にあつては、根本規範を侵害する力（暴力）に対抗する力にあつても、無制約ではなく、最小限化する方向にあるにしても、当の侵害する力の起源を知り、侵害する意志を未然に無力化することが果たされなければ、力による対抗への誘因を無くすことはできない。

そのためには、敵意から解放されること、また、敵意から力の行使へと駆り立てられる心意を自ら斥けることがなければならない。

実際、国際連合憲章、各国憲法含めて、特殊歴史的・文化的・政治的先行状況なしには制定されていない。その歴史的状況において経験されている集団的〈敵意〉は、集団的に動員・操作され、集合的にも同調圧力によって形成されて、しばしば一方的に正当化されてきている。このように強化された心意から個人が解放されるには、その形成過程と向き合い、忘却、隠蔽、美化するのではなく、真摯に過去と向き合い、その集合的な動員、操作の実態を突き止め、自ら自身に自らの同調過程を意識化し、自らをその負荷から解放しなければならない。

〈無防備〉・〈非暴力〉平和主義の個人倫理は、先達が積極的に社会的公共的な場で働いてきたように、〈個人尊厳原理〉に立つ〈無防備〉・〈非暴力〉の理念を訴えていくだけでなく、積極的に、先行世代の歴史的な集団的武力行使の実態とそれを醸成する操作過程を世界に対して明らかにしなければならない。また、国家の戦争犯罪と其中で良心を破壊されて行く個人の歴史をも問う、個人の歴史意識も培われなければならない。

## 5.3 「人間であること」と「倫理的・法的主体であること」に潜在する課題

国家による、対国家的、国内的な〈力の行使〉の問題を、〈力の行使〉主体としての国家の問題から、国家以前の個人の次元で考察してきたところ、なお、〈力の行使〉から根本的に解放されるには、まさに個人の次元で形成される敵意や報復の問題も解消されなければならない。

しかし、そのことには、改めて、社会的に諸権利が他者に対して要請されるような原初的な次元において、すなわち、「人間である」と相互に認証され諸権利を享受する主体として相互

に認証される次元において、〈力の行使〉の原初的な潜在的遠因を防遏しなければならない。

人間が動物である限り、「子殺し」、「兄弟殺し」や「なわばり」、さらには行動としての「威嚇」、「攻撃」などの観察が示すところ、個体の「自己保存」的機構をわれわれ人間は生物学的に内包している。昆虫の「巣別れ」にすら見られる通り、「集団的意志決定」による「自己保存」的機構も生物学的に組み込まれている、これらのことは否定できない。従って、意識化されない形式において、人間存在には、〈力の行使〉が組み込まれている可能性を否定はできない。

しかしそうであるにせよ、人間は、意識化による自己意識の言語的な再構成段階においては、すなわち、反省的な自己意識のとらえ直しの段階においては、意志的行為としては、個々の人間にとって、力の行使は、必然とは意識されない。

歴史的に、人類は、他の類に対して、異類であるがゆえに、手段として利用し、その消費・消尽なしには、生物的自己保存を確保できずに来ていることも否定しがたい。

また考古学的に、人類は、集団を形成して、集団的に他の成員を、自己の集団の目的のために手段として利用し、その生命、財産を収奪して、自己の集団の自己保存を図ることをして来ていることも推定される (Graeber and Wenglow, 2022: 86-194; 242-247)。

共同体存立そのものがむき出しの暴力に対抗する暴力の統合にあり、それ故、共同体は自らの内包する暴力（「法」、「正義」）による内外に対する不安定を歴史的に解消し得ないとしても、また成員個人においても、暴力・殺意の「本能」は「愛」とともに相補的必然的であり、「良心」もその発現形態であるにしても、力の行使から人間が解放されるために、人間性の転換の方途を塞がない試みはなお残されている (Einstein and Freud, 1933: 30-31; 46-47)。

例えば、敵意の消去のために敵の存在を抹消する暴力への誘引から、敵の存在を恵みとして〈愛する〉方途はなお閉されていない (ibid., 51-52)。

確かに、現代の人間の尊厳に基づく〈人間の諸権利〉を保障する民主主義の制度の歴史は、法や刑罰の人類史的起源に比べれば浅いものである。法人類学が形成してきた法の文化的相対性並びにその帰結としての文化多元主義からすれば、近代立憲民主主義を未来に向けて共通の価値として構築して行く計画は「普遍主義」としてそれ自身暴力構造を含みうる。

しかしながら、人類学においても、19世紀の未開文明観に立った恐怖に基づく禁止命令に集合的に埋没するような「前近代」の相 (Maine, 1861; Hartland, 1924) は、実態調査を通じて塗り替えられてきており、文化相対的と言われる層においても、自己利益と共通利益に動機づけられた権利と義務との網状社会関係に基づく協働が、相互拘束的で公共的に、近代同様に機能していることが明らかにされている (e.g. Malinowski (1926: 55-59))。このことを確認するならば、21世紀の今日にあっても、仮に前近代的なるものは現代にあっても前意識的に根深く人々の意識を支配しているとしても、相互関係性の諸機能を理性的にとらえなおして協約化して行くことは現代世界にあっても可能であり、文化相対性を越えて、実践されてきていることではないか。

このように考える時、個々の歴史的国家的憲法体制において進捗する政治状況から切り離さ

れるものではないけれども、諸憲法体制が共有してきた方向において、再度、個人倫理において、全人類的な根本価値の共有とその実質化を図ることは、現代の諸憲法体制の根幹となる国民主権からもなお有効な道筋と言えるのではないか。

## 6. おわりに

人類が他の異類との関係において、力による自己保存から解放されるかは最難関であるにしても、同類間の多大の犠牲の前に、力の行使が災悪をもたらすこと以外の何ものでもないことを確認し、その災悪を最小限に封じ込める努力の積み重ねの中に、諸国の憲法も、ポツダム宣言受諾の帰結としての日本国憲法もある。

諸国の憲法の限界は、現実の政治過程にも現れている。21世紀、人類は、潜在的戦争準備状態の規模と質を考えれば滅亡の淵にある。敵意と報復の連鎖から解放されなければ人類に未来はない。

こうした状況に立って、先駆者たちが見続けてきた vision に重なるものとして、日本国憲法制定時、その草案者、立案者、解釈者たちが、人類核戦争の入り口に立って、世界の先駆けと見た vision は、単なる幻ではない。ひとりひとりのこころを掻き立て、騒がせる（‘stir’（GHQ 原案（1946年2月4日））理想として、改めて、国家に先立つ一人の人間の倫理として引き受けられる時、世界には visionary があふれることによって、〈無防備〉・〈非暴力〉は、真の〈魂の救済〉に近づくのではないか。

謝辞：第12回、北東アジア和解フォーラム（2025年7月28日－8月2日）（12<sup>th</sup> NARI）に参加し、多くの発表並びに参加者との交流を通して、本稿の課題について、有益な議論の機会を得たことについて、参加者すべてに感謝する。

### 【参考文献】

- 安念潤司（2007）「日本国憲法における『武力行使』の位置づけ」『ジュリスト』1343（2007）27-36  
芦部信喜著・高橋和之補訂（2011）『憲法』第5版 岩波書店  
坂野潤治（1979）「解題」『田中正造全集』第17巻（1979）岩波書店 657-681  
Beccaria, C.(1764) *Dei delitti e delle pene*, [Livorno].  
Blackburn S. (ed.) (2016) *A Dictionary of Philosophy*, 3<sup>rd</sup> ed. Oxford, s.v. dignity.  
BR: Bill of Rights (1689). (<https://www.british-history.ac.uk/statutes-realm/vol6/pp142-145>)  
Braght, T.J.v.; Sohm, J.F. (tr.) (1886) *The Bloody Theatre or Martyrs Mirror*, Pennsylvania.  
Braithwaite, J. (1989) *Crime, Shame and Reintegration*, Cambridge.  
BsE: Bundesverfassung der schweizerischen Eidgenossenschaft; Constitution fédérale de la Confédération

- Suisse; Costituzione federale della Confederazione Svizzera (1949). (<https://www.verfassungen.ch/verf99-i.htm>)
- CCR: Constitución de Costa Rica (1949). (<https://pdba.georgetown.edu/Parties/CostaRica/Leyes/constitucion.pdf>)
- CG: Projet de Déclaration des droits naturels, civiles et politiques des hommes (Constitution Girondine) (1793). (<https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k6531544f.texteImage>)
- Ceadel, M. (2014) 'Pacifism', in: Winter, J. (ed.) (2014) *The Cambridge History of the First World War*, Cambridge, 576-605.
- Churchill, W. (1945) in: 'What The Atomic Bombs Mean---- A Digest of Opinions.' *The New York Times* (12th August 1945).
- CIMTFE: Charter of the International Military Tribunal for the Far East, 19 January 1946. (<https://www.jus.uio.no/english/services/library/treaties/04/4-06/military-tribunal-far-east.html>) (極東國際軍事裁判所条令 (<https://www.jacar.archives.go.jp/das/meta/C14020069100>))
- CIJ: 日本 (1889) 大日本帝国憲法. (<https://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j02.html>)
- CJ: 日本 (1946) 日本国憲法. (<https://laws.e-gov.go.jp/law/321CONSTITUTION>)
- CLN: The Covenant of the League of Nations (1920). ([https://libraryresources.unog.ch/ld.php?content\\_id=32971179](https://libraryresources.unog.ch/ld.php?content_id=32971179))
- Cooper, S.E. (1991) *Patriotic Pacifism: Waging War on War in Europe, 1815-1914*, New York and Oxford.
- CPRC: 中华人民共和国宪法 (1982). ([http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/201905/t20190521\\_281393.html](http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/201905/t20190521_281393.html))
- CRC: 中華民國憲法 (1947). ([https://www.roc-taiwan.org/jp\\_ja/cat/15.html](https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/cat/15.html))
- CRF: Constitution de la République française du 4 novembre 1848 (1848). (<https://www.elysee.fr/la-presidence/la-constitution-du-4-novembre-1848>)
- CRF4: Constitution de la République Française (1946). (<https://www.conseil-constitutionnel.fr/les-constitutions-dans-l-histoire/constitution-de-1946-ive-republique>)
- CRK: 대한민국 헌법 (1987). (<https://law.go.kr/%eb%b2%95%eb%a0%b9/%eb%8c%80%ed%95%9c%eb%af%bc%ea%b5%ad%ed%97%8c%eb%b2%95>)
- CRSA: The Constitution of the Republic of South Africa (1996). (<https://www.gov.za/documents/constitution/constitution-republic-south-africa-1996-04-feb-1997>)
- CUS: The Constitution of the United States (1788). (<https://constitution.congress.gov/constitution/>)
- CUS.A: Amendment to the Constitution of the United States. (<https://constitution.congress.gov/constitution/>)
- DDHC: République française (1789) La déclaration des droits de l'homme et du citoyen. (<https://www.elysee.fr/la-presidence/la-declaration-des-droits-de-l-homme-et-du-citoyen>)
- Decretum: *Decreum Gratiani* (ca. 1140) (*Decretum Gratiani* (1620) Tavrini).
- DI: The United States of America (1776) The Declaration of Independence.
- Dm: Acte constitutionnel du 24 juin 1793 et Déclaration des droits de l'homme et du citoyen (Déclaration

montagrande) (<https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k132081k/fl.item>)

DOP: Dumbarton Oaks Proposals, 9<sup>th</sup> October 1944. (<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1945v01/guide>)

Dordrecht Confession, 1632: Sohm, J. (tr.) Cornelisz, A. (1632) *Dordrecht Confession of Faith* (Wikipedia ([https://en.wikisource.org/wiki/Dordrecht\\_Confession\\_of\\_Faith](https://en.wikisource.org/wiki/Dordrecht_Confession_of_Faith)))

Einstein, A. and Freud, S. (1933) *Why War?* Paris.

GC (1864): Convention of the Amelioration of the Condition of the Wounded in Armies in the Field, Geneva, 22 August, 1864. (IHLD)

GC (1906): Convention for the Amelioration of the Condition of the Wounded and Sick in Armies in the Field, Geneva, 6 July 1906. (IHLD)

GC (1929): Convention of the Amelioration of the Condition of the Wounded in Armies in the Field, Geneva, 27 July 1929. (IHLD)

GCI(1949): Convention (I) for the Amelioration of the Condition of the Wounded and Sick in Armed Forces in the Field, Geneva, 12 August 1949. (IHLD)

GII (1949): Convnetion (II) for the Amelioration of the Condition of Wounded, Sick and Shipwrecked Members of Armed Forces at Sea, Geneva, 12 August 1949. (IHLD)

GCIII: Convention (III) relative to the Treatment of Prisoners of War, Geneva, 12 August 1949. (IHLD)

GCIV: Convention (IV) relative to the Protection of Civilian Persons in Time of War, Geneva, 12 August 1949. (IHLD)

GCPA(I) (1977): Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I), 8 June 1977. (IHLD)

GCPA(II) (1977): Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of Non-International Armed Conflicts (Protocol II), 8 June 1977. (IHLD)

GCPA (III) (2005): Protocol additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Adoption of an Additional Distinctive Emblem (Protocol III), 8 December 2005. (IHLD)

Gerson, J. (1706) *de vita spirituali animae, in: Joannis Gersonis opera omnia*, t. 3, Antwerpae

GG: Bundesrepublik Deutschland (1949) Das Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland. (<https://www.gesetze-im-internet.de/gg/index.html>)

GHQ 案 (1946年2月12日): 'Constitution of Japan' (12th February 1946) Alfred Hussey Papers; Constitution File No. 1, Doc. No. 12) (<https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/076shoshi.html>)

GHQ 原案 (1946年2月4日): [Original drafts of committee reports] ([February 4, 1946] (<https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/03/147shoshi.html#s1>) Alfred Hussey Papers; Constitution File No. 1, Doc. No. 8.

Gilbert, P. (2018) *Human Dignity and Human Rights*, Oxford.

GKN: Grondwet voor het Koninkrijk der Nederlanden van 24 augustus 1815. (<https://wetten.overheid.nl/BWBR0001840/2023-02-22>)

- Graeber, D. and Wengrow, D. (2022) *The Dawn of Everything: A New History of Humanity*, Penguin Books.
- Grant, J.P. and Barker, J.C. (2009) *Encyclopaedic Dictionary of International Law*, 3<sup>rd</sup> ed. Oxford, s.v. ‘dignity’; ‘human dignity’.
- Hartland, E.S. (1924) *Primitive Law*, London.
- 長谷部恭男 (2004) 『憲法と平和を問い直す』 筑摩書房
- (2006) 『憲法とは何か』 岩波書店
- (2015.6.4) : 2015年6月4日、第189回国会、衆議院、憲法審査会
- (2016) 「補章 I 攻撃される日本の立憲主義—安保関連法制の問題」 『憲法の理性』 増補新装版 東京大学出版会
- 樋口陽一 (2004) 『国法学 人権原論』 有斐閣
- (2007) 『憲法』 第3版 創文社
- Hobbes, T. (1651) *Leviathan*, London.
- HS: 『平民新聞』 週刊 1-64 (1903年11月15日-1905年1月29日) (<https://dl.ndl.go.jp/pid/9548184/1/119>)
- , a: 「吾人は飽くまで戦争を非認す」 HS, 10 (1904.1.17) 1
- , b: 「與露國社會黨書」 HS, 18 (1904.3.13) 1
- , c: 「嗚呼増税」 HS, 20 (1904.3.27) 1
- , d: 「戦時と非戦論」 HS, 22 (1904.4.10) 1
- , e: 「富者と社會主義」 HS, 25 (1904.5.1) 1
- ICCPR: The United Nations (1966) *The International Covenant on Civil and Political Rights*. (<https://www.ohchr.org/sites/default/files/ccpr.pdf>)
- ICESCR: The United Nations (1966) *The International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights*. (<https://www.ohchr.org/sites/default/files/cescr.pdf>)
- IHL: ICRC (International Committee of the Red Cross), *International Humanitarian Law Database*. (<https://ihl-databases.icrc.org/en>)
- 井上達夫 (2012) 『世界正義論』 筑摩書房
- (2016) 「論点：憲法と安全保障を問う 対談 井上達夫・東京大学院教授、木村草太首都大学東京教授」 『毎日新聞』 (2016年5月3日) 東京朝刊 11
- (2019) 『立憲主義という企て』 東京大学出版会
- Institutiones Justiniani*: Sandars, T.C. (1883) *The Institutes of Justinian, with English Introduction, Translation, and Notes*, 7<sup>th</sup> ed., London.
- 石本泰雄 (1971) 「国際連合の成立と展開」 『岩波講座 世界歴史』 第29巻 岩波書店 383-413
- 伊藤真 (2005) 『高校生からわかる日本国憲法の論点』 トランスビュー
- 伊藤正己 (1979) 『憲法入門』 新版 有斐閣
- Jones, C.P.A. (2024) ‘Introduction’, Chapter 2: Renunciation of War: Article 9’, in: id. (ed.) *The Annotated Constitution of Japan: A Handbook*, Amsterdam: 32-36.

- 金森 (1946.7.11) : 金森徳次郎 第 90 回帝国議会 衆議院 帝国憲法改正案委員会 (1946 年 7 月 11 日)  
 ---- (1946.9.18) : id. 第 90 回帝国議会 貴族院 帝国憲法改正案特別委員会 (1946 年 9 月 18 日)
- Kant, I. (1786) *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, Leipzig.  
 ---- (1797a) *Die Metaphysik der Sitten*, 1er Theil, Königsberg.  
 ---- (1797b) *Die Metaphysik der Sitten*, 2er Theil, Königsberg.
- 加藤 (1961.4.24) : 加藤陽三 第 38 回国会、衆議院内閣委員会 (1961 年 4 月 24 日)
- 憲法普及会編 (1947) 『新しい憲法 明るい生活』(高見勝利編 (2013) 『あたらしい憲法のはなし 他  
 二編 付 英文対訳日本国憲法』岩波書店 : 5-22)
- 木村 (1953.11.3) : 木村篤太郎 第 17 回国会 衆議院 予算委員会 (1953 年 11 月 3 日)
- 木村草太 (2016) 「論点 : 憲法と安全保障を問う 対談 井上達夫・東京大学院教授、木村草太首都  
 大学東京教授」『毎日新聞』(2016 年 5 月 3 日) 東京朝刊 11
- (2018) 「自衛隊明記改憲の問題」 木村草太ほか (2018) 『改憲の論点』 集英社 16-43
- 国家安全保障会議決定 閣議決定 (2014 年 7 月 1 日) 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目  
 のない安全保障法制の整備について」(<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf>)
- 古関彰一 (2017) 『日本国憲法の誕生』増補改訂版 岩波書店
- KRF: Конституция Российской Федерации (1993). (<http://www.constitution.ru/>)
- LA: Agreement and Charter, International Conference on Military Trials, London, 8 August 1945. (<https://avalon.law.yale.edu/imt/jack60.asp>)
- Lutz-Bachmann, M. (2018) ‘Human Rights and Human Dignity’, in: Nascimento, A. and Lutz-Bachmann, M. (eds.) (2018) *Human Dignity: Perspectives from a Critical Theory of Human Rights*, New York: 42-51.
- Mahmoudi, H. (2020) ‘Introduction’, Mahmoudi, H. and Penn, M.L. (2020) 1-14.
- Mahmoudi, H. and Penn, M.L. (2020) *Interdisciplinary Perspectives On Human Dignity And Human Rights*, Leeds.
- Maine, H.S. (1861) *Ancient Law*, London.
- Malinowski, B. (1926) *Crime and Custom in Savage Society*, New York.
- MC (1215): *Magna Carta* (1215) (Charles Bémont, Chartes des libertés anglaises (1100-1305), Alphonse Picard éditeur, Paris, 1892)
- MD (1943): The Moscow Declaration on General Security, 1 November 1943, Watkins, J.T., IV and Robinson, J.W. (1956) *General International Organization*, Princeton: 171.
- MacArthur, D. (1950.1.1) ‘To the people of Japan’. ([https://archives.iu.edu/catalog/VAD2868aspace\\_VAD2868-09191](https://archives.iu.edu/catalog/VAD2868aspace_VAD2868-09191))
- マッカーサー 3 原則: [Three basic points stated by Supreme Commander to be "musts" in constitutional revision], Alfred Hussey Papers; Constitution File No. 1, Doc. No. 5, 国立国会図書館「日本国憲法の誕生」3-10 (<https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/072shoshi.html>)
- Marshall, C. (2001) *Beyond Retribution: A New Testament Vision for Justice, Crime, and Punishment*, Parnell.

- 丸山眞男 (1965) : 丸山眞男 (1996) 「憲法九条をめぐる若干の考察」『丸山眞男集 第九巻』岩波書店 所収 251-286 (初出 : 『世界』 (1965.6))
- (1996) 「追記」丸山眞男 (1996) 『丸山眞男集 第九巻』岩波書店 所収 285-286
- 松村 (1953.11.3) : 松村謙三 第 17 回国会 衆議院 予算委員会 (1953 年 11 月 3 日)
- 松沢弘陽 (1981) 「第 12 巻について」『内村鑑三全集 月報』岩波書店 11 (1981) 3-8.
- 美濃部達吉 (1947) 『新憲法概論』第 3 版 有斐閣 (第 4 版 : 1948)
- 宮澤俊義 (1946) 「新憲法の概観」『国家学会雑誌』60-10 (1946) 197-213.
- (1967) 『憲法講話』岩波書店
- 文部省 (1947) 『あたらしい憲法のはなし』(高見 (2013) 23-75)
- Moore, S.F. (2001) 'Certainties Undone: Fifty Turbulent of Legal Anthropology, 1949-1999', *the Journal of the Royal Anthropological Institute*, 7-1 (2001) 95-116.
- 南原 (1946.8.27) : 南原繁 第 90 回帝国議会 貴族院本会議 (1946 年 8 月 27 日)
- 『日本国語大辞典』第 2 版 (2000-2002) 小学館
- 新倉修 (2025) 「『戦後八〇年』と日民協の使命」『法と民主主義』600-601 (2025.7-9) 4-7
- Nourse, V. (2014) 'Self-Defense', in: Markus D. Dubber, and Tatjana Hörnle (eds.) (2014), *The Oxford Handbook of Criminal Law*, Oxford: 607-628.
- Nussbaum, M.C. (1997) 'Kant and Stoic Cosmopolitanism', *The Journal of Political Philosophy*, 5-1 (1997) 1-25.
- OED: The Oxford English Dictionary*, online. (<https://www.oed.com/>)
- 大沼保昭 (1998) 『人権、国家、文明—普遍主義の人権観から文際の人権観へ』東京大学出版会
- (2018) 『国際法』筑摩書房
- OWD(2024a): Our World in Data (2024) 'Homicide rates over the long run.' (<https://ourworldindata.org/grapher/homicide-rates-across-western-europe>) (OWID based on Eisner (2014); United Nations Office of Drugs and Crime (2022); WHO Mortality Database (2024); Eisner (2014); WHO Mortality Database (2024) (2024) – processed by Our World in Data)
- OWD (2024b): Our World in Data (2024) 'Deaths from interpersonal violence per 100,000 people' (<https://ourworldindata.org/grapher/homicide-rate?tab=line&time=1980..2021&country=CAN~FRA~DEU~ITA~JPN~ESP~SWE~GBR~USA>) (IHME, Global Burden of Disease (2024) – with minor processing by Our World in Data)
- OWD(2025): Our World in Data (2025) 'Homicide rate per 100,000 people' (IHME, Global Burden of Disease (2024) – with minor processing by Our World in Data) (UN, World Population Prospects (2024); United Nations Office on Drugs and Crime (2025) – with major processing by Our World in Data) (UN, World Population Prospects (2024); United Nations Office on Drugs and Crime (2025) – with major processing by Our World in Data)
- REM: The Russell-Einstein Manifesto (1955). (<https://pugwash.org/1955/07/09/statement-manifesto/>)
- 佐藤 (1954.4.6) : 佐藤達夫 第 19 回国会、衆議院内閣委員会 (1954 年 4 月 6 日)

- Schleitheim Confession, 1527. ([https://en.wikipedia.org/wiki/Schleitheim\\_Confession](https://en.wikipedia.org/wiki/Schleitheim_Confession))
- SF: Repubblica Italiana (1947) Statuto Fondamentale. (<https://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:costituzione>)
- Sg: Sveriges grundlagar (1974) (<https://www.riksdagen.se/globalassets/05.-sa-fungerar-riksdagen/demokrati/the-instrument-of-government-2023-eng.pdf>)
- 幣原 (1946.3.27) : 幣原喜重郎 (1946年3月27日) 戦争調査会第1回総会総裁挨拶 (引用: 青木得三 (1964) 「幣原喜重郎の平和主義的実践」『平和思想史』憲法研究所出版会 (1964) 110-113.
- (1946.8.27) : 幣原喜重郎 第90回帝国議会 貴族院本会議 (1946年8月27日)
- SR 192 (1943) Connally Resolution November 5, 1943 (Senate Resolution 192-Seventy-Eighth Congress, November 5, 1943) ([https://avalon.law.yale.edu/20th\\_century/decade10.asp](https://avalon.law.yale.edu/20th_century/decade10.asp))
- STUSJ (1951) : 日米安全保障条約 (1951) : (大蔵省印刷局 [編] 『官報』1952年4月28日 : 8-9)
- 杉原泰雄 (2014) 『憲法読本』第4版 岩波書店
- 鈴木範久 (1981) 「第11巻について—非戦論・退社・伝道」『内村鑑三全集 月報』岩波書店5 (1981) 7-10.
- 高橋 (1947.3.19) : 高橋誠一郎 第92回帝国議会 貴族院 本会議 (1947年3月19日)
- 高見勝利編 (2013) 『あたらしい憲法のはなし 他二編 付 英文対訳日本国憲法』岩波書店
- 田中正造 (1908) 「海陸軍全廢」『新生活』5 (1908年4月5日) 所収 (『田中正造全集』第4巻 (1979) 岩波書店 : 603-606)
- TC (1943): Communiqué on the Conference of the Heads of the Government of the Allied Countries, USSR, the United States, the United Kingdom, Held in Tehran (1 December 1943), in: The Tehran, Yalta & Potsdam Conference Documents, 1969, Moscow: 51-53.
- Tian, N. (2024) ‘Global Developments in Military Expenditure, 2023.’, *SIPRI Yearbook, 2024*. (Stockholm International Peace Research Institute)
- TMCJUS (1960) : 日米安全保障条約 (1960) ([https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail\\_F000000000000011634](https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F000000000000011634))
- Toynbee, A.J. (1948) *Civilization on Trial*, New York.
- 辻田力 田中二郎監修 (1947) 『教育基本法の解説』国立書院
- 内村鑑三 (1900) 「余の学びし二大政治書」『内村鑑三信仰著作集』第21巻 (1962) 教文館 189-199 (初出: 『万朝報』 (1900.12-1901.1))
- (1903a) 「戦争廃止論」『内村鑑三全集』第11巻 (1981) 岩波書店 所収 419-429 (初出: 『万朝報』 (1903.6.30))
- (1903b) 「近時雑感」『内村鑑三全集』第11巻 (1981) 岩波書店 所収 419-429 (初出: 『万朝報』 (1903.9.24-30))
- (1904a) 「無抵抗主義の真意」『内村鑑三全集』第12巻 (1981) 岩波書店 所収 123 (初出: 『聖書之研究』50 (1904.3.17))

- (1904b) 「戦時における非戦主義者の態度」『内村鑑三信仰著作集』第 21 卷 (1962) 教文館 48-55 (初出:『聖書之研究』(1904.4))
- (1904c) 「非戦主義者の戦死」『内村鑑三全集』第 11 卷 (1981) 岩波書店 所収 447-449 (初出:『聖書之研究』57 (1904.10.20))
- (1906) 「クリスチャンは何ゆえに善をなすべきか」『内村鑑三信仰著作集』第 22 卷 (1963) 教文館 21-26 (初出:『聖書之研究』(1906.10))
- (1908) 「非戦の原理」『内村鑑三全集』第 16 卷 (1982) 岩波書店 所収 18-28 (初出:『聖書之研究』101 (1908.8.10))
- (1915) 「戦争に就いて」『内村鑑三全集』第 21 卷 (1982) 岩波書店 所収 526-542 (初出:『愛の友』76・77・78 (1915.5.18; 6.5; 7.5))
- (1917) 「Christianity and War. 基督教と戦争」『内村鑑三全集』第 23 卷 (1982) 岩波書店 所収 253-254 (初出:『聖書之研究』203 (1917.6.10))
- (1964) 「平和」『内村鑑三信仰著作集』第 8 卷 (1964) 教文館 278-298
- UDHR: The United Nations (1948) The Universal Declaration of Human Rights. (<https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/2021/03/udhr.pdf>)
- UNC: United Nations (1945) United Nations Charter. (<https://www.un.org/en/about-us/un-charter/full-text>)
- UNCED (1943): The State Department Staff Draft “Charter of the United Nations” 14 August 1943, Watkins, J.T., IV and Robinson, J.W. (1956) *General International Organization*, Princeton. 164-170
- UNESCO (1945): The United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (1945) Constitution. (<https://www.unesco.org/en/legal-affairs/constitution>)
- V-Dem (2025): V-Dem Institute (2025) *Democracy Report 2025*, The Varieties of Democracy Institute, Department of Political Science, University of Gothenburg. ([https://v-dem.net/documents/61/v-dem-dr\\_2025\\_lowres\\_v2.pdf](https://v-dem.net/documents/61/v-dem-dr_2025_lowres_v2.pdf))
- VDR: The Virginia Declaration of Rights (1776). (<https://www.archives.gov/founding-docs/virginia-declaration-of-rights>)
- VDPA: World Conference on Human Rights (1993) The Vienna Declaration and Programme of Action, Vienna. (<https://www.ohchr.org/sites/default/files/vienna.pdf>)
- VLB-W: Die Verfassung des Landes Baden-Württemberg (1953). (<https://www.landtag-bw.de/resource/blob/17338/4e675df2c0fd1e0938c9d6922b35b134/Landesverfassung.pdf>)
- Waldron, J.J. (2015) ‘Is Dignity the Foundation of Human Rights?’ in Rowan Cruft, S. Matthew Liao, and Massimo Renzo (eds) (2015) *Philosophical Foundations of Human Rights*, Oxford: 117-137.
- 渡辺誠毅 小沼通二 (1963) 『『軍備なき世界』への道』『岩波講座 現代』第 7 卷「現代の戦争」岩波書店 所収 297-318
- Webster (1864): Goodrich, C.A. and Porter, N. (edd.) (1864) *New Illustrated Edition of Dr. Webster’s Unabridged Dictionary of All the Words in the English Language*, London.

WV: Die Weimarer Verfassung: Die Verfassung des Deutschen Reichs (1919). (<https://www.gesetze-im-internet.de/wrv/>)

山室信一 (2007) 『憲法 9 条の水脈』 朝日新聞社

【山浦貫一著】 法制局閲、内閣発行 (1947 年 11 月) 『新憲法の解説』 高山書院 (高見編 (2013) 77-138)

横田喜三郎 (1946) 「戦争の放棄」 『国家学会雑誌』 60-10 (1946) 240-258

吉田 (1946.6.26) : 吉田茂 第 90 回帝国議会、衆議院本会議 (1946 年 6 月 26 日)

---- (1946.7.11) : 吉田茂 第 90 回帝国議会 衆議院 帝国憲法改正案委員会 (1946 年 7 月 11 日)

---- (1953.11.3) : 吉田茂 第 17 回国会 衆議院 予算委員会 (1953 年 11 月 3 日)

Zehr, H. (1990) *Changing Lenses: A New Focus for Crime and Justice*, Scottsdale and Waterloo.

